庁内のＩＴ事業に係るＩＴ推進課による関与　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：総務部ＩＴ推進課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　ＩＴ推進課の役割について　　ＩＴ推進課は、大阪府処務規程により、他課分掌のものを除き、行政の情報化の企画及び調整に関する事務を担っている。２　府庁全体におけるシステムの状況　(1)　全システム数　210件　(2)　調達件数（平成26年度）ア　新規調達又はリプレース　６件　　　 イ　改修　34件３　庁内のＩＴ事業に係るＩＴ推進課の支援、調整について　　平成25年度から26年度にかけて、規程、要綱、指針等が大幅に廃止又は改正され、情報システムの開発、ＩＴ調達等におけるＩＴ推進課の支援、調整の機能が大幅に縮小されていた。　(1)　経緯　　　ア　平成25年６月11日「情報システムの開発等に係る仕様書等の確認作業の終了について」を通知　　　　　ＩＴ推進課による仕様書及び積算書の確認作業を同月30日で終了。　　　　　仕様書及び積算書作成の相談については、調達起案時まで、以下の内容に限り相談対応。　　　　　・「ＩＴ調達における留意すべきポイント」を基にした、調達時の留意事項　　　　　・庁内ネットワークとの接続に関するＩＴ推進課への手続　　　イ　平成25年６月30日「ＩＴ事業推進指針　項目15」の運用停止　　　　　「適正な調達執行のために、一定要件を満たす（ＩＴ事業の調達）案件については、ＩＴ推進課へ協議」を廃止。　　　ウ　平成25年６月30日「ＩＴ事業の調達に係る運用方針」の廃止　　　　　調達にかかる起案、決裁文書へのＩＴ推進課の関与を廃止　　　エ　平成26年３月31日「ＩＴ事業推進指針」廃止　　　　　同指針は、「ＩＴ事業に関し、その企画・計画段階、調達段階、開発・運用段階等のライフサイクル全般を通じて適正に実施する」ことを目的とし、「ＩＴ事業の費用対効果の確保や適切な技術手法及び適正な調達方法の選択の視点から、必要な事項を定めた」ものであるが、ＩＴ推進課の以下の役割などが規定されていた。　　　　　・ＩＴ事業の基本計画書をＩＴ推進課に提出すること　　　　　・ＩＴ推進課は、基本計画書に基づき、事業の目的・技術的観点、積算等について、関係各室課と協議、事前評価し、各部局への助言・支援等にあたる技術的調整を行うこと　　　　　・部局等は、運用段階に入ったシステムの利用状況、定量的・定性的な効果を把握し、ＩＴ推進課に報告すること　　　オ　平成26年４月１日「大阪府行政情報化推進基本要綱」改正　　　　　・「全庁的な行政情報化の基本方向について、整合性を確保するため、部局等と連携を図りながら必要な調整等を行う」とする条項の廃止　　　カ　平成26年４月１日「大阪府電子計算機、情報通信ネットワーク及び情報システム管理運用規程」改正　　　　　・総務部長及びＩＴ推進課長の権限の見直しを図り、責任主体を「部局の長」に統一　　　　　・情報システム設置における総務部長への協議が不要に　　　　　・「情報システムの企画、開発」を総務部長の調整権限外に変更　　　キ 平成26年４月１日「情報システムの開発等に関する基本要綱」制定　　　　　・各所属が、システムの開発等において遵守すべき事項を規定　　　　　・ＩＴ推進課による支援等については規定なし　(2)　 現在の各部局への支援状況　　　　現在ＩＴ推進課では、情報システムの開発等に係る仕様書等を各課で検討する際に必要な事項について「ＩＴ調達における留意すべきポイント」「情報システムの導入に関するガイドライン」等を取りまとめ、研修等で周知を図っている。　　　　また、ＩＴ推進課の職員を、調達時に各部局からの相談に応じさせるため、各部局別に担当者を配置している。 | １　ＩＴ推進課への基本計画書の提出、協議や調整、事前評価の手続など、府庁全体のＩＴ事業の総合的な企画、開発を調整する具体的な仕組みを定めた「ＩＴ事業推進指針」等が廃止されている。２　各所属のＩＴ調達を支援するため、ガイドライン等を研修等で周知を図るとともに、調達時にＩＴ推進課の担当者が相談に応じているが、ＩＴ推進課による組織的関与は行われていない。　こうした状況において、ＩＴ技術が急速に発展するなか、府庁における情報システムの企画、開発やＩＴ調達が効率的、効果的に行われているか、ＩＴ推進課は十分に把握できていない。 | 　急速なＩＴ技術の発展動向を踏まえつつ、府庁全体のＩＴ事業に関する総合的な企画、調整機能を発揮する仕組みについて検討し、具体化されたい。　効率的、効果的なＩＴ調達を行うためのＩＴ推進課としての組織的支援、調整の在り方について検討し、具体化されたい。 |
| 措置の内容 |
| 府庁全体のＩＴ事業に関する総合的な企画・調整機能を発揮する仕組みについては、平成27年度に、ＩＴ事業のライフサイクルの各段階（企画・予算・調達・運用）におけるＩＴ推進課の効果的な関与の方策を検討し、平成28年度から、以下の取組を実施した。・平成28年５月９日に、新ＩＴサポートページの運用を開始した。必要な情報をわかりやすく配置することを心がけ、また、検索機能の付加により、庁内職員が利用しやすいページとした。・情報システム基礎調査を行い、必要に応じてその回答に関するヒアリングを実施し、各システムの運用状況を把握した。・予算要求前に事前相談期間（平成28年８月19日～同年９月23日）を設け、予算要求課からの相談に対応し、予算要求について積極的に支援した。・各部局が個別に運用しているサーバを統合し、運用コストの削減やセキュリティの強化など、情報システムの最適化に資する「共通プラットフォーム」について、基本設計及び施工管理を開始することとした。　効率的、効果的なＩＴ調達を行うためのＩＴ推進課としての組織的支援、調整の在り方については、予定価格が3,300万円以上の物品調達案件及び予定価格が2,000万円以上の委託役務業務（リースを含む）に係るＩＴ調達案件につき、平成28年６月入札公告分から調達仕様書や積算書の確認を再開する旨を平成28年３月25日付けで全庁に通知し、平成28年４月１日から受付を開始した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年８月19日、事務局：平成27年６月16日から同年７月30日まで）

ＵＳＢメモリの管理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：総務部ＩＴ推進課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　ＩＴセキュリティに係るＩＴ推進課の役割情報セキュリティとは、「電子計算機、情報通信ネットワーク、情報システム及びデータの安全性及び信頼性を確保すること」であり、ＩＴ推進課は庁内の情報セキュリティに関する事務を担っている。２　職員端末機のＵＳＢメモリ使用制限ア　平成21年10月　「職員端末機等管理運用要領」の改訂「職員端末機等のＵＳＢコネクタを利用する外部記憶媒体等は、原則使用してはならない。」（第８条）と規定された。ただし、やむを得ない理由により当該制限を解除する時には、ＩＴ推進課長へ依頼が必要であった。イ　平成26年３月31日　　同要領の廃止ＵＳＢ接続の記憶装置等の原則使用禁止についての規定がなくなった。ウ　平成26年４月１日　「情報通信基盤の利用に関する基本要綱」の制定各所属長が「利用者管理システム」を利用することにより、利用制限が解除できる旨の規定を追加した。エ　平成26年８月　「利用者管理システム」によるＵＳＢ利用制限解除の運用開始「情報通信基盤の利用に関する基本要綱」（情報端末機等の利用制限の解除）第５条　行政情報化推進主任者は、情報端末機等の利用制限の解除等を行う必要がある場合、様式第２号によりＩＴ推進課長に申請しなければならない。２　ＩＴ推進課長は、前項の申請を受けた場合、情報端末機等の利用制限の解除等を承認することができ、その場合には前項の様式により行政情報化推進主任者に通知しなければならない。３　前２項については、利用者管理システムにより利用制限の解除を行うことができる場合を除く。庁内ネットワークの利用者の情報を管理するシステム平成26年８月に「利用者管理システム」が導入されたことに伴い、制限解除手　＜現状のＩＴ推進課で用意した職員端末の制限解除状況（平成27年７月末現在）＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員端末機等 | シンクライアント端末（ＵＳＢメモリの使用が不可能） | 合計 |
| 制限解除 | 制限非解除 |
| 3,795台 | 2,736台 | 2,924台 | 9,455台 |
| 40％ | 29％ | 31％ | 100％ |

　＜各所属で用意した職員端末の制限解除状況（平成27年７月末現在）＞

|  |  |
| --- | --- |
| 職員端末機等 | 合計 |
| 制限解除 | 制限非解除 |
| 116台 | 428台 | 544台 |
| 21% | 79％ | 100％ |

３　ＵＳＢメモリの使用・管理等　　「情報セキュリティに関する基本要綱」において情報資産等の使用・管理について、以下の定めがある。1. 使用について

「職員は、原則として、私物の端末機や記録媒体を用いて業務を行ってはならない。」（第40条４項）とされている。1. 管理について

同要綱第24条１項で、「情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報資産の分類に従って、情報資産を適切に保管しなければならない。」とし、同条第３項で、重要度１（個人情報及び情報セキュリティの侵害が住民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報）のデータを記録した記録媒体については、「耐火、耐熱及び耐湿を講じた施錠可能な場所に保管をするよう努めなければならない。」と定めている。なお、重要度２（公開することを予定していない情報及び情報セキュリティの侵害が行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす情報）以下のデータを記録した記録媒体については、同要綱に特段の定めがない。 | １　かつてＵＳＢメモリの使用は原則として禁止と規定されていたが、現在ではその要領は廃止されており、明文の規定がない状況である。なお、従前から各所属の判断によりＵＳＢの利用制限解除をＩＴ推進課へ文書で依頼していたが、平成26年８月からは「利用者管理システム」を用いて所属長等が利用制限解除を行えるようになった。ＵＳＢメモリ使用のための職員端末機における使用制限解除の判断基準について、大阪府として示していない。　２　私物ＵＳＢメモリの使用禁止、情報資産の保管における一定の義務は要綱に記載されているが、使用するＵＳＢの登録や保管等についての具体的な定めはない。３　ＵＳＢメモリの使用や管理の実態を把握していない。上記のように、ＵＳＢメモリの使用及び管理についての大阪府としての統制は不十分であり、ＵＳＢメモリによる情報漏えいのリスクへの対応が不十分である。 | ＵＳＢメモリの原則使用禁止の明文化や、ＵＳＢメモリの使用及び管理に関する適切なルールの制定など、情報セキュリティの強化にむけた取組を行われたい。また、制度所管課として、各所属におけるＵＳＢメモリの使用実態を継続的にモニタリングすることを検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| ＵＳＢメモリを含む外部記憶媒体の適切な管理のため、監査における指摘を踏まえ、「情報通信基盤の利用に関する基本要綱」（以下「要綱」という。）の改正を行い、外部記憶媒体の利用制限について明記した（平成29年３月施行）。また、本改正に合わせて、具体的な外部記憶媒体の取扱いを示した「情報端末機等における外部記憶媒体の取扱要領」を策定し、要綱とあわせて各部局へ周知した。　ＵＳＢメモリの使用実態の継続的なモニタリングに関しては、要綱第６条（情報端末機等の利用制限の解除）及び様式第２号（情報端末機等の利用制限の解除等に関する依頼書）において、ＵＳＢ接続の制限解除期間は最長でも同一年度内である旨を明記し、年度ごとに利用制限解除依頼を受け付け、その都度、制限解除理由を確認する仕組みを整えた。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年８月19日、事務局：平成27年６月16日から同年７月30日まで）